

## 野田市が発注する工事に係る総合評価方式の実施に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、野田市が発注する工事について、総合評価方式により落札者を決定する一般競争入札を実施するため、その事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合評価方式 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2第1項又は第2項に規定する方式をいう。
- (2) 総合評価一般競争入札 総合評価方式により落札者を決定する一般競争入札をいう。

(対象工事及び型式)

第3条 この要領による総合評価一般競争入札の対象となる工事は、予定価格が4千万円以上の工事のうち、次のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 入札者が提出する簡易な施工計画、入札者の施工能力及び入札価格を一体として評価することが適当と認められる工事
- (2) 入札者の施工能力及び入札価格を一体として評価することが適当と認められる工事

2 前項各号に規定する工事以外の工事の総合評価一般競争入札の方法は、市長が別に定める。

3 総合評価方式の型式は、次のとおりとする。

- (1) 簡易型 第1項第1号の工事に該当する場合に適用
- (2) 特別簡易型 第1項第2号の工事に該当する場合に適用

(落札者決定基準の設定)

第4条 市長は、総合評価一般競争入札を行おうとするときは、評価項目、評価基準及び評価値（以下「落札者決定基準」という。）を設定するものとする。

2 落札者決定基準の設定に当たっては、野田市公契約条例（平成21年野田

市条例第25号。以下「条例」という。)第15条の規定により、当該入札に係る工事に従事する労働者の賃金を評価項目に加えなければならない。

(評価の方法)

第5条 評価の方法は、次のいずれかの方式により評価値を求めるものとする。

- (1) 加算方式 各評価項目に対して与えられた得点の合計と、当該入札者の入札価格を点数化した得点を合算して得た数値を比較することにより行なう方式
- (2) 除算方式 各評価項目に対して与えられた得点の合計に標準点を加えた点数を、当該入札者の入札価格で除して得た数値を比較することにより行なう方式

(審査委員会)

第6条 野田市入札参加資格審査委員会設置要領第2条第5項の規定により、野田市入札参加資格審査委員会(以下「審査委員会」という。)は、総合評価一般競争入札の実施に当たり、次の事項を審査するものとする。

- (1) 対象工事及び総合評価方式の型式の選定に関すること。
- (2) 落札者決定基準の設定に関すること。
- (3) 入札者が提出する技術提案等に関する資料(以下「技術提案資料」という。)の審査及び評価に関すること。
- (4) 落札候補者の決定に関すること。

(学識経験者からの意見聴取)

第7条 審査委員会が前条第2号に規定する事項を審査するときは、令第167条の10の2第4項及び第5項並びに地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の規定を準用する。

(公告)

第8条 市長は、総合評価一般競争入札を行おうとするときは、野田市財務規則(昭和44年野田市規則第10号。以下「財務規則」という。)第99条第2項に規定するもののほか、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 総合評価一般競争入札であること。
- (2) 評価の方法及び落札者決定基準に関すること。
- (3) 技術提案資料の内容及び提出期限等の必要事項

- (4) 技術提案資料に記載された内容についての履行の確保に関すること。
- (5) その他総合評価一般競争入札の実施に関し必要と認められる事項  
(落札候補者の決定)

第9条 審査委員会は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者のうち、評価値の高い者を落札候補者として決定するものとする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- (2) 条例第4条第1号の規定に該当する工事の請負の契約にあっては、第4条第2項に規定する労働者の賃金に係る評価項目に係る評価基準を満たしていること。
- (3) 令第167条の10の2第2項の規定の適用がないこと。
- (4) 財務規則第99条第2項第4号に規定する事項の要件を満たしていること。
- (5) 除算方式により評価値を求める場合は、当該評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

(落札者の決定)

第10条 市長は、前条の審査委員会の決定を経て落札者を決定するものとする。

- 2 市長は、落札候補者が2人以上あるときは、令第167条の9の規定の例により落札者を決定するものとする。

(結果の公表)

第11条 市長は、落札者を決定したときは、入札・契約適正化法に基づく情報の公表に関する事務取扱要領第4条第1項第7号及び第9号から第11号までに規定する事項を同条第2項に規定する方法により公表するものとする。

(申立て等)

第12条 入札者であって落札者とならなかった者は、市長に対し、前項の規定による公表の日から起算して7日（野田市の休日を定める条例（平成元年野田市条例第18号）第1条に規定する休日を除く。次項において同じ。）

以内に、書面により落札者とならなかった理由の説明を求めることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申立てがあったときは、審査委員会の意見を聴き、申立てをすることができる最終日の翌日から起算して7日以内に、落札

者に対し書面により回答するものとする。

(落札者の施工方法)

第13条 落札者は、自らが提出した技術提案資料に基づき工事を施工するものとし、契約の内容の変更等は、原則として行えないものとする。

(技術提案が履行できなかつた場合等の措置)

第14条 市長は、落札者が提出した技術提案を履行することができなかつたときは、工事の再施工又は瑕疵の修補による履行、契約金額の減額、損害賠償の請求等の措置を行うことができる。

2 市長は、落札者が偽りその他の不正の行為により落札者となつたことが判明したときは、契約の解除、指名停止等の措置を行うことができる。

3 前2項の規定は、落札者が共同企業体であるときは、そのすべての事業者について適用するものとする。

4 自然災害等の不可抗力による場合を除き、技術提案資料の内容における履行が困難で工事費が増額する見込みとなつても、原則として設計変更等は行わないものとする。

5 市長は、総合評価一般競争入札の方法による契約により締結する契約書には、前4項に掲げる措置の内容を明記するものとする。

(技術提案資料の取扱い)

第15条 市長は、技術提案資料を入札者の資格の審査及び評価項目の審査の目的以外の目的に利用してはならない。

2 市長は、入札者から提出された技術提案資料は、公表しないものとする。

(技術提案資料の作成費用)

第16条 技術提案資料の作成に要する費用は、入札者の負担とする。

附 則

この要領は、平成22年2月25日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。